

# 国際租税改革と研究開発促進税制のさらなる 拡充を目指して

## 製薬協の税制改正要望について

### 解説

日本製薬工業協会  
専務理事 山辺 日出男

製薬協では、重要な活動のひとつとして研究開発促進税制の拡充など税制改正に取り組んできました。理事会社の協力を得て各社の実態調査を行うとともに、税務担当者とのネットワーク（旧財務委員会メンバー会社など）を通じて税制改正の要望を取りまとめ、日薬連と協力し自由民主党税制調査会などに要望書を提出し、その実現を目指してきました。今年度は、2009年度（平成21年度）税制改正要望として、国際租税改革と研究開発促進税制の拡充などを挙げ、すでに要望書を提出しています。厳しい財政状況や先行き不透明な政治情勢など予断を許さない情勢ではありますが、今後関係省庁や関係団体の協力を得てその実現を目指していきます。

### 国際租税改革の実施、海外子会社からの 配当金に対する免税措置の導入など

わが国は、経済財政運営の基本方針である「骨太の方針」の中で、歳出・歳入の一体改革を推進し財政健全化の実現を目指すとともに、イノベーションの推進を通じて経済成長を実現する経済成長戦略を掲げています。この経済成長戦略の実現のためには、今日のグローバル経済体制の下、なによりも海外から「人・技術・資本」がわが国に入ってくるように、魅力ある市場、経済、研究開発などの環境を整えることが求められています。去る7月経済財政諮問会議がまとめたいわゆる「新前川レポート」は、わが国の相対的魅力度と競争力の低下を指摘し、「開国なくして成長なし」として、わが国を外に向かってより開放するとともに、魅力度、競争力強化のための取り組みを提言しています。その施策のひとつとして税制の果たす役割は大きなものがあります。特にグローバル化の進展とともに、BRICs市場の成長、最近の資源保有国の国際的な地位向上などにより、資金がこうした国に向かう流れの中で、国際競争の視点からわが国の税制をはじめとする施策や制度を見直すことが急務になっています。このため法人税率の引き下げを始め、税制改革の論議が行われています。

そのひとつとして、経済産業省は、産業界の代表者や学識経験者で構成する国際租税小委員会を立ち上げ論議を行ってきました。製薬産業からは武田薬

品の高原経理部長が代表として参加しています。小委員会は8月22日に中間論点の整理を公表しましたが、その中で日本企業の国際化、グローバル化の進展に伴い、海外に留保されている利益（2006年度末で約17兆円）の国内還流と国内での投資を促進するため、海外子会社からの配当金に対する非課税措置（益金不算入制度）の導入を提案しています。現在わが国は国際的二重課税を調整する仕組みとして外国税額控除方式をとっていますが、海外子会社からの配当金に対する源泉税の二重課税の調整は必ずしも十分ではなく、このため子会社の利益が海外に留保される傾向にあります。OECD加盟30カ国のうち21カ国は非課税措置をとっており、日本と同じ外国税額控除方式をとっている米国や英国も、非課税措置への切り替えを検討しています。また米国は2004年雇用創出法により、国外留保利益の国内還流を促進するための時限措置として非課税措置を実施しましたが、その結果通常の5倍を越える金額（2005年、約28兆円）が米国内に送金されたといわれています。製薬協の会員企業においても、海外事業の拡大に伴い海外に留保される利益が大幅に増加しています。研究開発費やM&A資金など、増大する資金需要を賄うためにも、本社による資金の一元的管理・運用は企業活動にとって極めて重要なことであり、この海外子会社からの配当金非課税措置の導入が強く要望されています。

また法人税率の引き下げについては、かねてから

わが国の法人実効税率の高さが指摘されてきました。1980年代の 아일랜드にみられるように新興経済発展国は、外国からの投資を誘致、促進するため法人税を大幅に引き下げました。10%という法人税率（現在は12.5%）により多くの企業が進出、製薬産業についてみても、欧米企業をはじめ山之内製薬、藤沢薬品（ともに現アステラス製薬）や武田薬品など多くの製薬企業が生産拠点を作り、アイルランドの経済発展に貢献してきました。EU拡大に伴い、英国やドイツも法人税率の引き下げに踏み切り、企業活動の場としての国際競争力の強化に努めています。アジアでもシンガポールなどが法人税率の大幅引き下げを行い投資の誘致と経済発展に成功しています。企業や人が世界を動き回る時代にどう競争力を維持するか、そのための重要な施策として「活力を呼び覚ます税制」が求められています。

このような動きの中で、製薬協では国際租税小委員会の提言なども踏まえ、来年度の税制改正に向けて、国際税制改革として①海外子会社からの配当金に対する非課税措置の導入、②法人実効税率の引き下げ、③移転価格税制の見直しを要望しています。

## 研究開発促進税制のさらなる拡充

研究開発は製薬産業の生命線です。このため製薬協は研究開発税額控除制度の導入など、研究開発を支援・促進するための税制を要望してきました。こうした長年の努力は、イノベーションによる経済成長を指向する流れの中で、2003年度（平成15年度）の税制改正において従来の増加試験研究費の税額控除制度に代わり、試験研究費総額の8～10%（2003～2005年度の3年間は時限措置として2%を上乗せし10～12%）を税額控除するという画期的な研究開発促進税制が実現しました。また2006年度の税制改正では時限措置の2%の上乗せ控除に代わり、試験研究費の増加分の5%を追加控除するという増加試験研究費の税額控除制度が導入されました。こうした研究開発促進税制は、多額の研究開発投資を必要とする研究開発型製薬企業に大きなメリットを与え、さらなる研究開発投資を誘導することになりました。しかしいずれの制度も税額控除の上限が法人税額の20%に抑えられていることから、ほとんどの企業はその恩恵をフルに享受することが

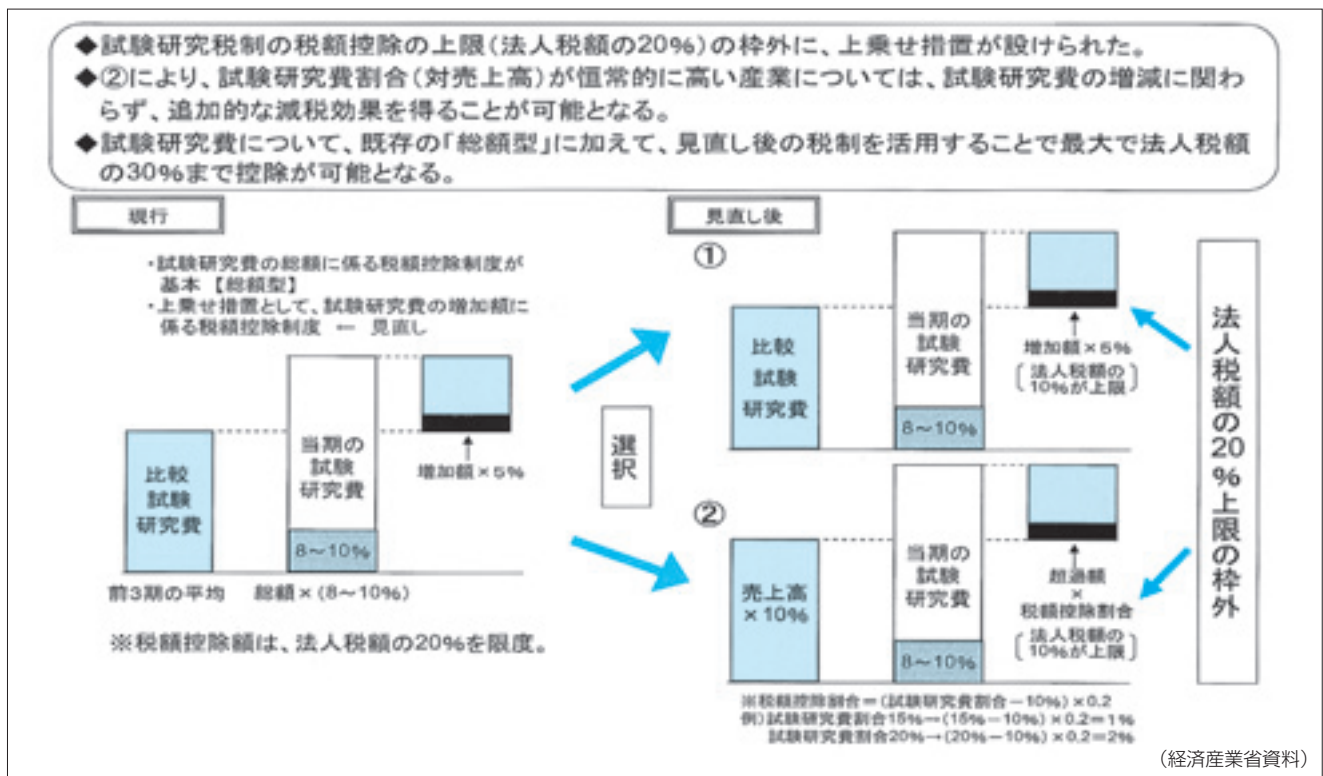


図1 研究開発促進税制の改正（2008年度改正）

表1 製薬企業の研究拠点立地に関する最近の動き

<p>・欧米企業による日本研究拠点の閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ファイザー、名古屋中央研究所（2007年）</li> <li>－ グラクソ・スミスクライン、筑波研究所（2007年）</li> <li>－ バイエル、神戸再生医療研究所（2007年）</li> <li>－ ノバルティス、筑波研究所（2008年）</li> </ul>
<p>・欧米企業による新興国での研究拠点新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ グラクソ・スミスクライン、シンガポール（2005年）、中国上海（2007年）</li> <li>－ ノバルティス、シンガポール（2004年）、中国上海（2007年）</li> <li>－ アストラゼネカ、インド（2003年）、中国上海（2009年）</li> <li>－ ロシュ、中国上海（2004年）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（医薬産業政策研究所資料）</p>

できませんでした。このため製薬協では控除限度額の引き上げなど制度のさらなる拡充を要望してきました。この結果2008年度の税制改正では多額の研究開発費（売上高に対して高い比率の研究開発費）を投入する製薬産業などの実態を考慮し、売上高の10%を超える研究費の一定割合を税額控除する新たな制度を導入し、増加試験研究費の税額控除制度との選択を認めるとともに、法人税額の20%の上限とは別に10%の追加限度額が認められました（図1参照）。この制度改正に当たっては、森田日薬連会長（当時）をはじめ業界トップのご尽力が大きく貢献したことは言うまでもありません。しかし英国などは、常に国際競争力の強化を視野に継続的に税制改正に取り組んでいます。従って製薬協では、現行制度が期限を迎える2010年度の税制改正に向けて、研究開発促進税制のさらなる充実を目指すこととしています。

最近、欧米製薬企業の日本における研究所閉鎖と中国、インド、シンガポールなどアジアへの研究拠点の移転・新設など、わが国の創薬研究の場としての競争力・魅力度に大きなかげりがみられるなど、危惧すべき状況にあります（表1参照）。アジアにおける創薬研究のセンターとしての日本の地位を確かなものにするため、「人・技術・資本」が自由に入ってくるように、国を開くことと併せ、税制を含めた諸施策が求められています。

このため、製薬協では、研究所の国内立地を促進するため、④研究設備投資の投資税額控除制度の新設、さらには2010年度の税制改正を睨んで、⑤試験研究費税額控除制度の拡充などを要望しています。

### 税制改正要望の実現を目指して

製薬協では、関係省庁や関係団体と協力して自由民主党をはじめ与野党のリーダーに理解を求めするなど、税制改正要望の実現に努力してきました。昨年から始まった「革新的創薬のための官民対話」の場でも、関係3省大臣に対して創薬研究基盤の整備の重要な柱として研究開発促進税制のさらなる充実を要望してきました。厳しい財政状況や先行き不透明な政治情勢など予断を許さない情勢ではありますが、今後関係省庁や関係団体の協力を得て、その実現を目指すこととしています。

#### （参考資料）

経済産業省国際租税小委員会中間論点整理、経済財政諮問会議「構造変化と日本経済」専門調査会報告、日本総合研究所レポート「急がれるわが国法人税率の引き下げ」、アイルランド政府産業開発庁資料、医薬産業政策研究所リサーチペーパーNo.41「製薬産業におけるR&D活動の国際化」